

入間市地区センター条例 制定要旨

1 経緯

平成31年3月に策定された入間市公共施設マネジメント事業計画において、人口バランスや生活圏域等を考慮し、9地区に1施設ずつ地区センターを設置し、支所、公民館、自治振興支援、防災拠点、福祉総合相談支援窓口、地域包括支援センターといった6つの機能を備えた地域の拠点施設として整備しました。

令和3年9月に、入間市地区センター整備計画（素案）を確定し、市民意見を聴取するため10月から公民館運営審議会や社会教育委員、区長会、民生委員児童委員協議会等へ説明し、いただいた意見を反映した入間市地区センター整備計画を令和4年4月に策定しました。

これからのまちづくりは、市という枠組みだけでなく、地域単位でのまちづくりの取組として、それぞれ地域における課題解決を図る体制づくりを進めていく必要があります。市民の主体的なまちづくり活動及び学習活動を支援するとともに、市民相互の交流や連携の促進を図り、地域の活性化と市民福祉の増進に寄与する施設として地区センターを設置するために、本条例を提案するものです。

2 趣旨

6つの機能を備えた地区センターを設置及び管理するために、必要な事項を定めるものです。

3 条例で定める主な内容

設置、名称及び位置、分館、業務、職員、休所日、利用時間等、使用の許可、使用条件の変更、停止及び許可の取消し、遵守事項及び指示、損害賠償、使用料、使用料の減免及び還付

4 施行日

令和5年4月1日